

# 若い世代に知って欲しい

消費生活お知らせ版

“軽い気持ち”がトラブルに！

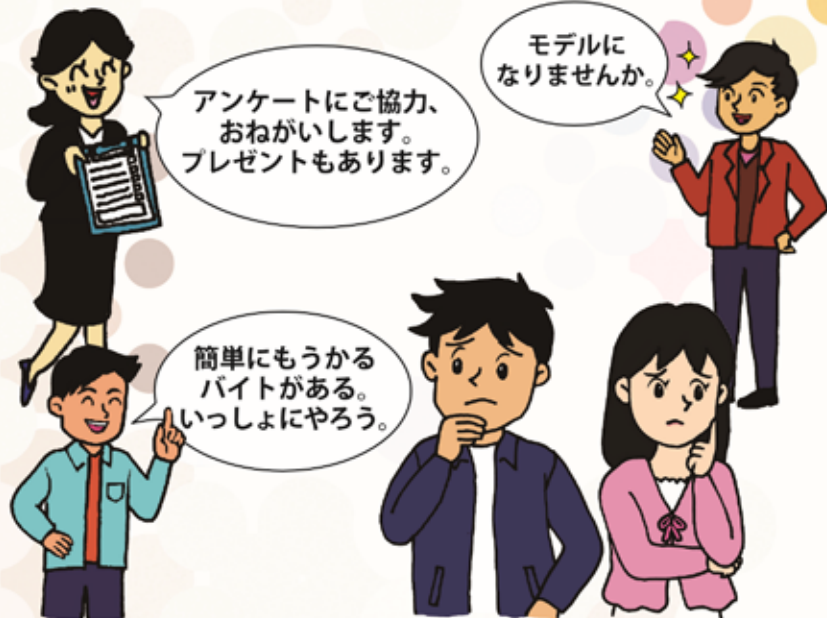
# 消費者トラブル



こちらの QR コードを読み込めば携帯、スマートフォンからも「消費生活お知らせ版」がご覧いただけます。

## 若者に多い事例

あなたなら、どうしますか？



## こんなところに落とし穴



### 仮想通貨

### マルチ商法のトラブル (ネットワークビジネス)

友人にいい話があると誘われ、ファストフード店で話を聞いた。「配当のいい暗号資産（仮想通貨）の投資がある。新たに人を紹介すれば紹介料も入る」と説明され、言われたとおりに消費者金融で10万円を借りて契約したが、まったくもうからない。解約したい。

- ➡ 友人や先輩からの誘いでも、仕組がよくわからない場合は、最初からきっぱり断りましょう。
- ➡ 自分が友人を誘う側になると、大切な人間関係を壊したり、誰も紹介できずに借金だけが残ることもあります。

稼げる方法って本当？

簡単にお金を



### 情報商材のトラブル

SNS で「ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる」という情報商材を知り、1万円で購入した。その後「途中解約できるから」と、数十万円の追加契約を勧められカードで支払ったが、指示どおり作業しても、まったくもうからない。

- ➡ 情報商材は契約前に中身を確かめることができません。ほとんど価値のない情報が、高額で売られていることもあります。
- ➡ カードでの高額決済や借金をしてまで契約してはいけません。「返金保証」「もうかるまでサポートする」等の説明は安易に信用しないようにしましょう。

フリマアプリで買った商品が掲載内容と違う!?



### フリマサービスのトラブル

フリマアプリで、入手困難なブランドのパーカーを約2万円で買った。届いた商品は生地違和感があり、明らかに偽物だった。出品者は返品に応じず、アプリ運営事業者に相談しても「当事者間で解決してほしい」と言われた。

- ➡ フリマサービスは個人間の取引です。トラブルが生じた場合は、当事者間で解決が求められることを理解して利用しましょう。商品に疑問な点があれば、必ず事前に確認しましょう。
- ➡ 商品を出品・購入する時は、利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。

借金だけが残った。



### 名義貸しのトラブル

高校時代の友人にいいアルバイトがあると誘われ、個人事業者を紹介された。消費者金融から借入れ、金を渡すとアルバイト料を払う、数か月後には全額返済する。また、それまでの消費者金融への返済分は毎月振り込むと言われて、100万円を借りて渡した。その後、振込が途絶えた。

- ➡ 契約の重要性を十分認識し、親しい間柄であっても決して契約に名義を貸したり借りたりすることのないよう、またクレジットを友人に渡したりしないよう注意しましょう。

世の中うますぎる話はない。

# 契約について知っておこう

すべての取り引きは契約といえます



契約というと、契約書を交わして印かんを押す場面を想像するかもしれませんが、実は毎日の生活の中で、たくさんの契約が成立しています。

例えば買い物をしたり、乗り物に乗ることも契約の一種。契約が成立すれば、契約書を交わしていなくても、権利と義務が発生します。

## 契約とは

法律上の権利と義務が発生する

## 約束

※契約は口約束でも成立する

## 契約の成立時点

お互いの合意で成立

一度契約が成立すると、どちらか一方の都合で契約をやめることはできない。



## 自分の都合での契約解除はできません。

### ①洋服を買った（契約成立）

素敵な洋服。ちょっと高いけど、これください。

ありがとうございます。



### ②もっと安く売っている店を見つけた

あれ、私が買った洋服と同じ？しかも値段が安いわ

FASHION



### ③返品を希望するが・・・

あの～、まだ使っていないので、この洋服返品したいんですけど・・・

商品に何か、不都合がございましたか？



### ④返品はできません！！

いえ、そうではないんですけど・・・

申し訳ありませんが、商品に問題がなければ、返品は受けられません



一度成立した契約は、自分の都合で勝手に解消することはできません。買い物で後悔しないためには、同じ商品がもっと安く売られているお店はないのかなど、購入前に情報収集しておくことが大切です。

契約書はしっかり読みましょう

クーリング・オフ

## 覚えておきたいクーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘など、思いもよらず不意打ち的にやって来て、冷静な判断ができないまま交わしてしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。販売業者に書面で通知することで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。



### ■クーリング・オフが可能な期間と取引の種類

#### 8日 ●訪問販売（キャッチセールス含む）

- 電話勧誘販売
- 家庭教師
- パソコン教室
- 訪問購入（押し買い）など
- エステ・美容医療
- 学習塾
- 結婚相手紹介サービス

#### 20日

- 連鎖販売取引（マルチ商法）
- 内職商法
- モニター商法など



### ■クーリング・オフが不可のもの

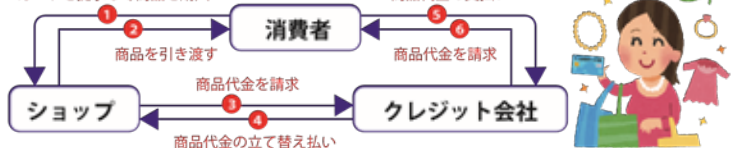
- ×店舗・営業所での契約
- ×通信販売
- ×使用してしまった消耗品
- ×自動車
- ×訪問販売・電話勧誘販売で3,000円未満の現金取引の場合など

## “信用”を失うと家や車が買えなくなる！？ クレジットカード利用の注意点

クレジット（Credit）とは、「信用」という意味です。クレジット会社は消費者を信用して、代金を立て替えます。クレジットカードで商品を買うことは、クレジット会社に借金をしているということなのです。

クレジットカードは、「お金がなくても買い物ができるカード」ではないので、自分でしっかり管理し、支払い能力以上の買い物をしないように気をつけましょう。

カードを提示して商品を購入



## 「リボ払い」の仕組みを知っておきましょう

リボ払いとは、毎月、あらかじめ決められた額をクレジット会社に支払う方法です。月々の負担が少ない分、支払い期間が長期化する傾向があります。

4月	バッグ購入	3万円
5月	パソコン購入	9万円

●これだけ違う手数料（手数料の実質年率が12.5%の場合）

9万円の場面	手数料総額
●3回払い	1,881円
●月々1万円のリボ払い	3,770円

30万円の場面	手数料総額
●3回払い	20,688円
●月々1万円のリボ払い	45,394円

※手数料は、クレジット会社や返済回数、返済方法によって異なります。

リボ払いの手数料は、残高に応じて毎月計算されます。毎月の支払い額を少なくすると、支払い期間が長くなり、手数料も高くなるということです。リボ払いが「借金地獄への入り口」になるケースもあるので、支払いの仕組みなどをしっかりと理解した上で契約しましょう。

## 2022年から成年年齢が18歳からになります

成年（成人）になったら、自分で自由にものを買ったり契約することができるようになります。一方で、トラブルにあつたら自分で責任を負わなければならないようになります。安心して消費活動を行えるように、今のうちから消費についてしっかり学んでおきましょう。

※飲酒、喫煙、ギャンブル等は、20歳までできません。

18歳



## 契約前の チェックポイント

一度結んだ契約は、勝手にやめることはできません。  
契約前によく確認しましょう！

「楽しんで稼げる」「今だけ特別〇〇円！」という言葉に飛びついていませんか？  
→ おいしい話には裏があります。信じてはいけません。

ネットの情報が流れていませんか？  
→ ネットの情報が正しいとは限りません。信頼できる情報がよく見極めましょう。

借金をしてまで契約させられていませんか？  
→ 借金を勧めてくる人からの誘いには、応じてはいけません。

軽い気持ちで契約していませんか？  
→ 自分の都合でいつでもやめられる契約はありません。もう一度よく考えましょう。

購入する物や条件についてよく確認しましたか？  
→ 値段や品質、返品や交換ができるかどうか、複数回分の購入が条件になっていないかなどを契約前に確認しましょう。

## 困ったときは迷わず相談しましょう！

「クーリング・オフしたいけどどうしたらいいの」「買ったものが壊れていたのに返品できないって言われて困っている」「タップしたら請求画面が出ただけどうしよう」など、消費生活で困ったことや心配なことがあつたら、消費者ホットラインに電話しましょう。（最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります。）

法的なトラブルや多重債務の相談 クレジット契約に関するトラブル

法テラス

☎0570-078-374

受付 平日9時～21時  
土曜9時～17時

日本クレジット協会消費者相談室

☎03-5645-3361

受付 平日10時～12時  
13時～17時

消費者ホットライン

☎1188（局番なし）

※一部のIP電話からは利用できません。

架空請求や詐欺

警察総合相談

☎#9110

ダイヤル回線、IP電話では使えません。土日、祝日及び夜間は「当直に接続」または「留守番案内」のいずれかになります。

## NPO法人 消費者市民ネットおきなわ

沖縄県那覇市字安里4番地 久米国鼎会館4階  
電話/FAX 098-988-8744 Email: oki-net@ossnet.jp

令和元年度沖縄県消費者行政強化補助金事業で作成されています